

厚生発 0227 第 2 号
7 輸国 第 4492 号
令和 8 年 2 月 27 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」
の一部改正について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙に定める取扱要綱について、下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

今回改正を行った全ての衛生証明書について、令和 8 年 3 月 1 日以降に発行するものから改正後の様式を使用するようお願いします。

また、メキシコ向け牛肉の衛生証明書については、令和 8 年 2 月 28 日以前に発行された改正前の様式を使用してメキシコ側の通関が認められる期限が令和 8 年 8 月 31 日ですので、関係事業者への周知をお願いします。

なお、台湾向けの各衛生証明書については、令和 8 年 2 月 28 日以前に発行された改正前の様式を使用しての通関に関し、特段の期限は設けられておりません。以上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別紙 MX-A1「メキシコ向け輸出牛肉等の取扱要綱」について、以下の改正を

行ったこと。

- (1) 本文3「認定後の事務等」における輸出検疫証明書に係る記載の追加*
- (2) 別紙様式3-1（食肉衛生証明書発行申請様式）における賞味期限欄の追加
- (3) 別紙様式3-2（食肉衛生証明書様式）における賞味期限欄の追加及び証明事項4の表現の変更

2 別紙 TW-A1「台湾向け輸出牛肉の取扱要綱」について、以下の改正を行ったこと。

- (1) 本文6「認定後の事務」における輸出検疫証明書に係る記載の整理*
- (2) 別紙様式4（と畜検査員又は食品衛生監視員（署名者）登録様式）及び別紙様式7-2（食肉衛生証明書様式）における署名者役職欄の削除
- (3) 別紙様式9（輸出検疫証明書様式）の削除
- (4) その他所要の改正

3 別紙 TW-A2「台湾向け輸出乳、乳製品、殻付き家きん卵、卵製品及び缶詰家きん肉製品の取扱要綱」について、以下の改正を行ったこと。

- (1) 本文4「その他」における輸出検疫証明書に係る記載の整理*
- (2) 別紙様式2（衛生証明書様式（乳・乳製品））、別紙様式3（衛生証明書様式（殻付き家きん卵・卵製品））及び別紙様式4（衛生証明書様式（缶詰家きん肉製品））における署名者役職欄の削除

4 別紙 TW-A3「台湾向け輸出牛肉製品の取扱要綱」について、以下の改正を行ったこと。

- (1) 本文5「認定後の事務等」における輸出検疫証明書に係る記載の整理*
- (2) 別紙様式3（食品衛生監視員（署名者）登録様式）、別紙様式6-2（原料食肉衛生証明書様式）及び別紙様式8（牛肉製品衛生証明書様式）における署名者役職欄の削除
- (3) 別紙様式9（輸出検疫証明書様式）の削除
- (4) その他所要の改正

5 別紙 TW-A4「台湾向け輸出豚肉製品の取扱要綱」について、以下の改正を行ったこと。

- (1) 本文5「認定後の事務等」における輸出検疫証明書に係る記載の整理*
- (2) 別紙様式3（食品衛生監視員（署名者）登録様式）、別紙様式6-2（原料食肉衛生証明書様式）及び別紙様式8（豚肉製品衛生証明書様式）における署名者役職欄の削除
- (3) 別紙様式9（輸出検疫証明書様式）の削除

(4) その他所要の改正

※ 今回の改正において輸出検疫証明書に係る記載の整理を行ったが、輸出検疫証明書の発行の手続き自体に変更があったものではない。